

掛川市規則第3号

掛川市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月4日

掛川市長

(別紙)

掛川市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

掛川市生活保護法施行細則（平成17年掛川市規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

家族 の 状 況	氏	名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職 業	健 康 状 態	同居の別 別居	

」

を

「

家族 の 状 況	氏	名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康 状態	同居の別 別居	

」

に改める。

様式第13号、様式第13号の2、様式第13号の4、様式第18号の3及び様式第19号中「60日以内」を「3月以内」に改め、「審査請求をした日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）」を加える。

様式第21号中「60日以内」を「3月以内」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。